

口腔機能
の向上
(口腔ケア)



口腔清掃
(器質的口腔ケア)

機能訓練
(機能的口腔ケア)

口腔機能の向上(口腔ケア)とは

お口の健康は、むし歯と歯周病を予防するだけではありません。安全に食べられるようにすることが、お口の機能の維持回復につながり、全身の健康に寄与します。心と体を健康に保ちQOL(生活の質)を高めることで人生を豊かに過ごすことができます。

●口腔清掃(器質的口腔ケア)

歯やお口の汚れを除去するため、うがい、歯磨き、義歯の清掃、舌・粘膜の清掃をすることです。

●機能訓練(機能的口腔ケア)

お口の機能が衰え、食べる機能の低下、誤嚥、会話する楽しみの喪失などADL(日常生活動作)の低下を回復するための訓練をおこないます。

「口腔機能の向上」(口腔ケア)は、口腔清掃と機能訓練をうまく組み合わせることで、より効果が高まります。

誤嚥性肺炎とは

脳性麻痺の方やご老人は、呼吸器疾患で命を落とされることがあります。嚥下障害(のみ込みの障害)があると、口の中の細菌で汚れた唾液や食べものが気道へ入ってしまいます。そのようにして起きる肺炎を誤嚥性肺炎と呼びます。



誤嚥性肺炎を予防するには

- 口腔清掃で、細菌数を減らし、誤嚥しても被害を最小限にとどめる。
- 食事時の姿勢に注意を払う。
- 食べる前にお口の体操で準備運動。
- 食べた後、すぐ横にならない。
- 体力をつけること。低栄養や水分不足は禁物。



口腔機能の向上で すこやかライフ!

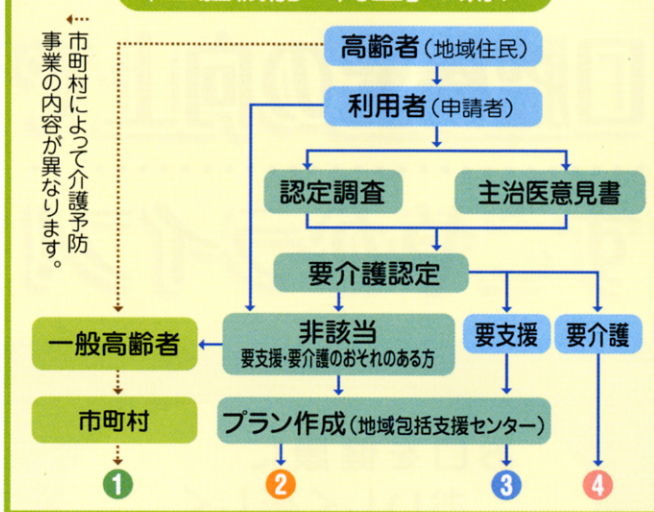
お口を健康に
おいしく楽しく
暮らしましょう。



埼玉県 彩の国 協力 ● 埼玉県歯科医師会

お問合せ ● <http://www.saitamada.or.jp/>

「口腔機能の向上」の流れ



介護予防事業には、介護予防特定高齢者施策（ハイリスク・アプローチ）と介護予防一般高齢者施策（ポピュレーション・アプローチ）があります。介護予防の事業やサービスとして●運動器の機能向上●栄養改善●「口腔機能の向上」が実施されます。

1 地域支援事業:介護予防事業・一般高齢者施策

市町村が地域住民に対して、実情に応じて事業を実施することが可能です。一般高齢者施策と特定高齢者施策を適切に組み合わせて、効果的な介護予防事業を展開します。

- 介護予防普及啓発事業
 - ・パンフレットの作成配布
 - ・講演会の開催など…
- 地域介護予防活動支援事業
 - ・ボランティア育成研修
 - ・地域活動組織の育成など…

2 地域支援事業:介護予防事業・特定高齢者施策

要介護状態となるおそれのある方々に、要介護状態になることを予防し、生きがいや活動的な人生を送ることができるように支援します。

対象者は、生活機能評価において

- ①基本チェックリスト25項目の中の

- 13:半年前に比べて固い物が食べにくくなりましたか
- 14:お茶や汁物などでむせることがありますか
- 15:口の渇きが気になりますか

上記の3項目のうち2項目以上に該当する

- ②視診により口腔内の衛生状態に問題を確認
- ③反復唾液嚥下テスト(RSST)3回未満

上記の①、②又は③のいずれかに該当する方々が対象(特定高齢者)です。

その後、包括支援センターから対象者ご本人に連絡があり、同意の上、事業の利用を決定します。開始時、理学検査を確認の上、「口腔機能の向上」プログラムに参加します。

3 予防給付:介護予防サービス

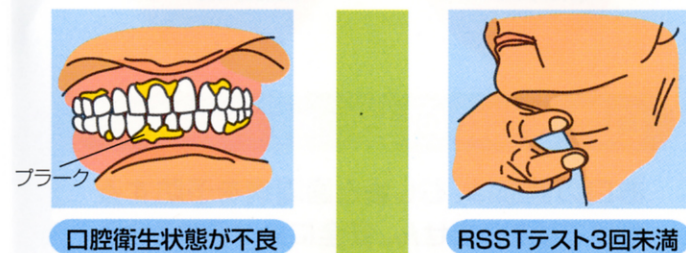
デイサービスなど通所施設で「口腔機能の向上」のサービスが利用できます。

内容は概ね地域支援事業と同じですが、要支援1,2の方が対象です。

- 利用者が自宅で行うセルフサービス
- 施設のスタッフが行うサービス
- 施設で専門家が行うサービス

4 介護給付

介護給付対象者についても、通所・施設・居宅において「口腔機能の向上」のサービスが提供されます。



口腔衛生状態が不良

RSSTテスト3回未満

「口腔機能の向上」を利用すると

